

歯周疾患検診の必要性について

令和7年度 中部保健所管内市町村歯科担当者会議

令和8年1月28日（水）

中部保健所 健康推進班 歯科保健担当

資料 1 の内容

- ・歯周病と歯周疾患検診の概要

- ・歯周疾患検診推進を目的とした歯科モデル事業

～管内 4 市町村の取り組み事例の紹介～

歯周病と歯周疾患検診の概要



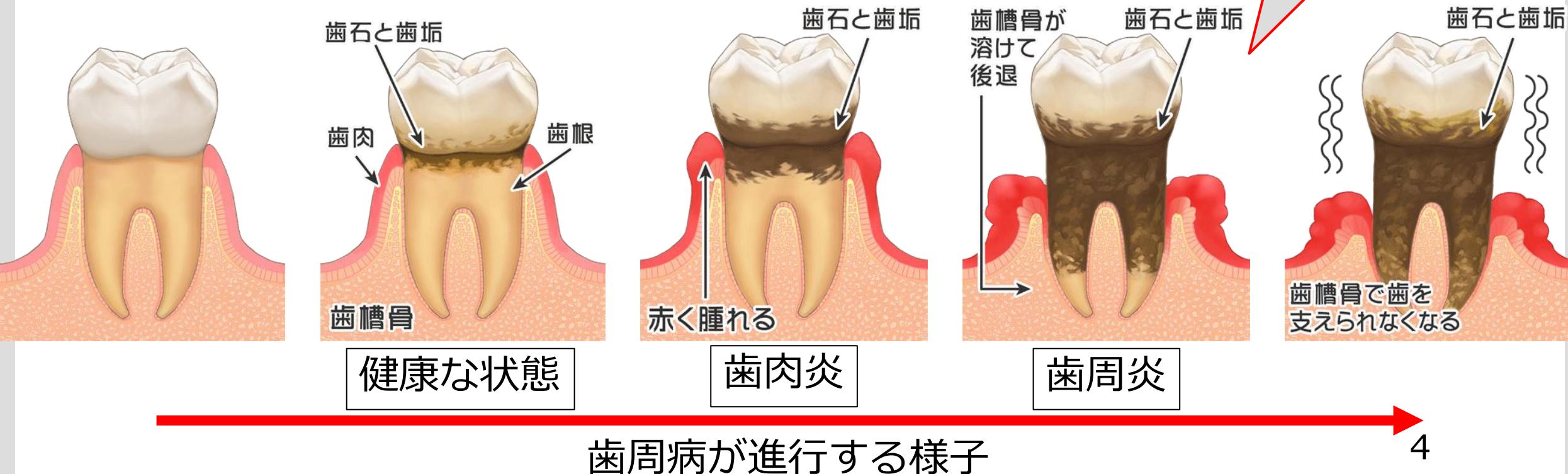
歯周病とは

歯垢（プラーク）中の歯周病菌が歯肉で炎症を起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌感染症。

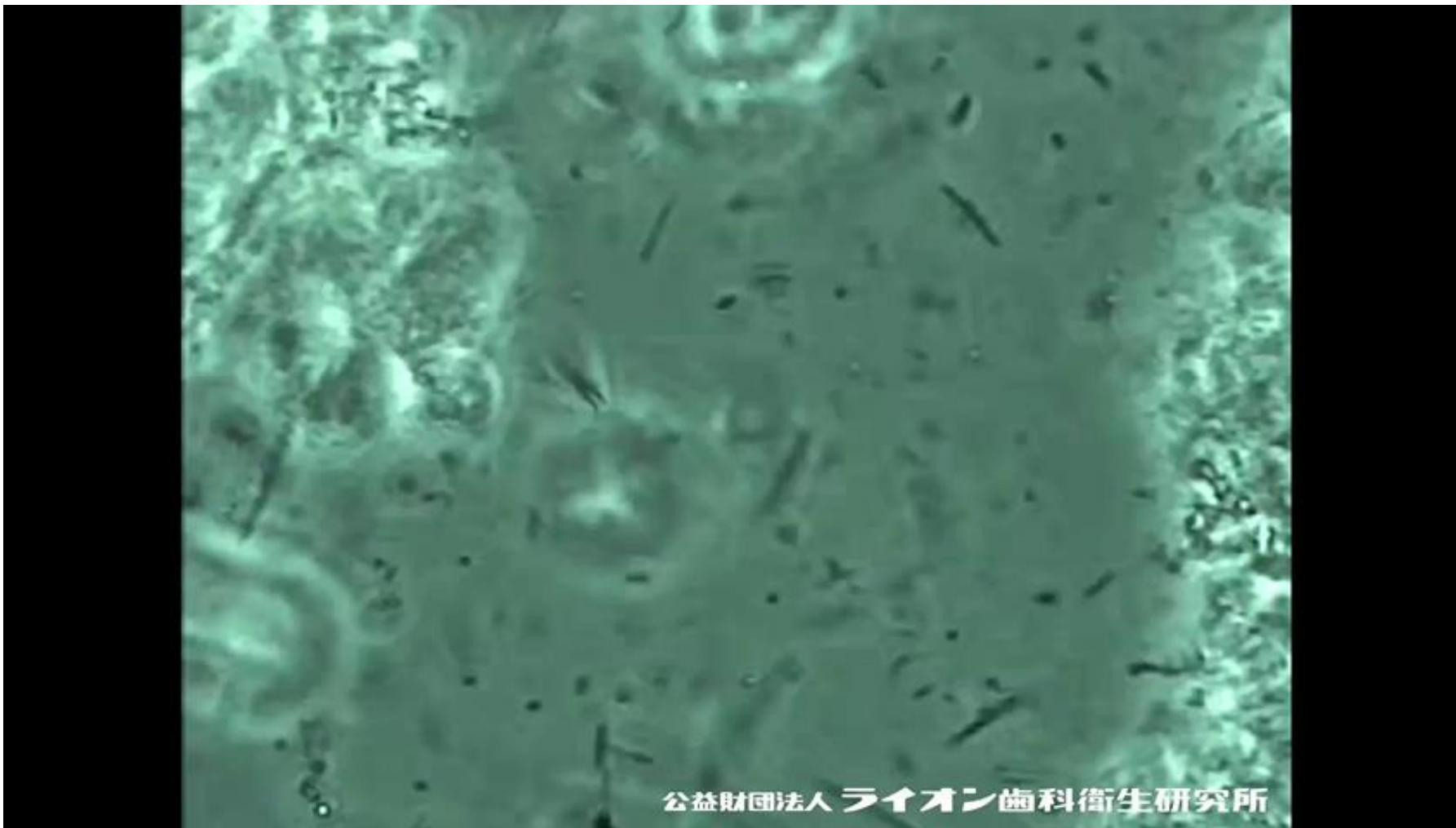
歯肉炎と歯周炎の総称。

自覚症状が乏しいまま進行するため、歯を失う原因の最大。

歯を支える骨が溶けていく

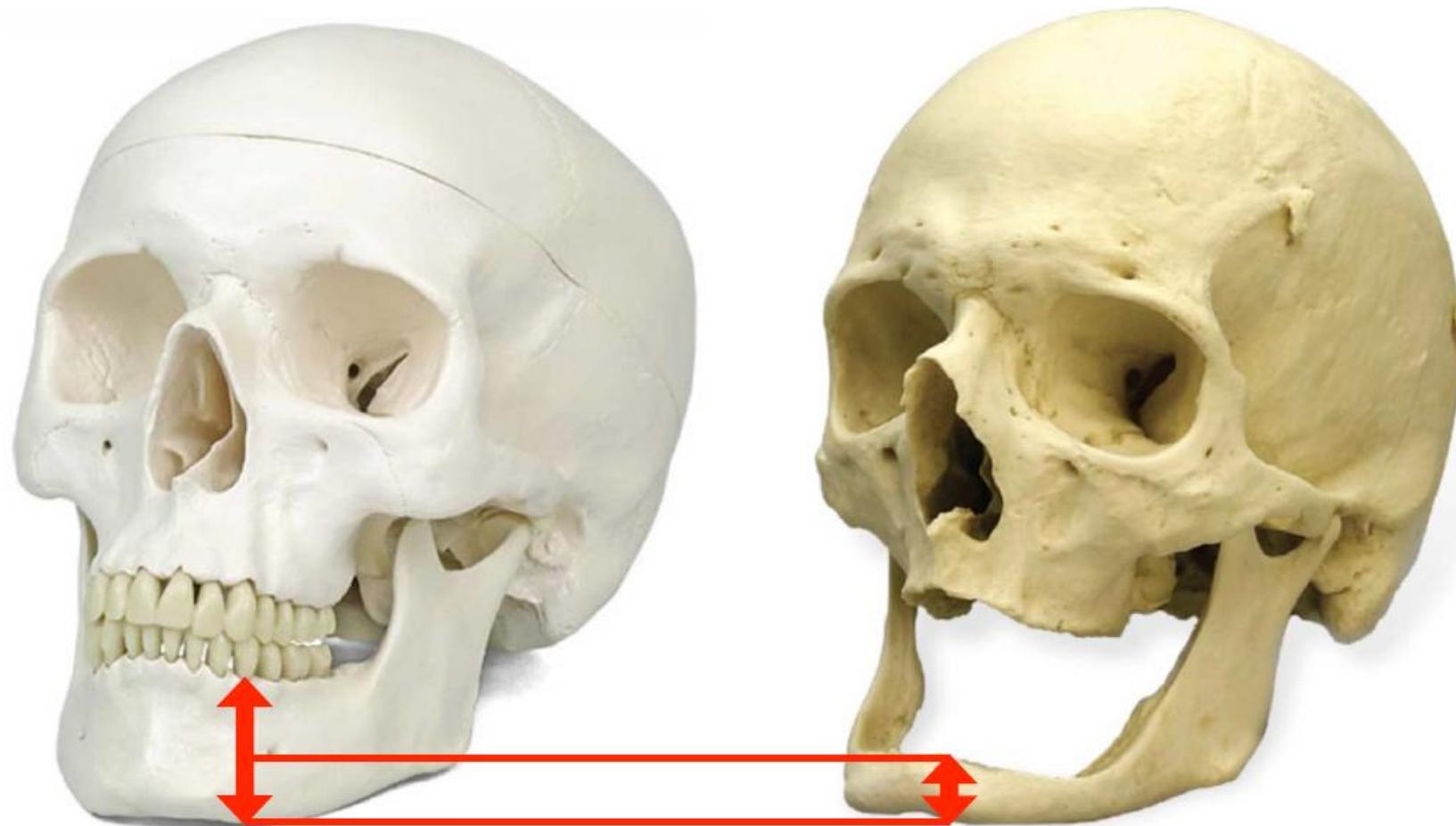


歯周病菌を見てみましょう



公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所

歯周病が進行して歯を失うと・・・？



噛む力が弱まる ⇒ 食が偏る ⇒ 痩せて不健康になる

機能低下への負の連鎖



噛めない

噛む機能の
低下

やわらかいものを
食べる

口腔機能の低下

心身機能の低下



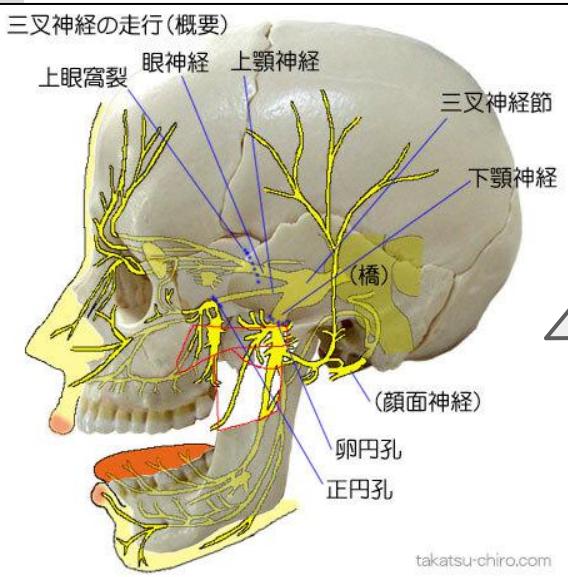
要注意



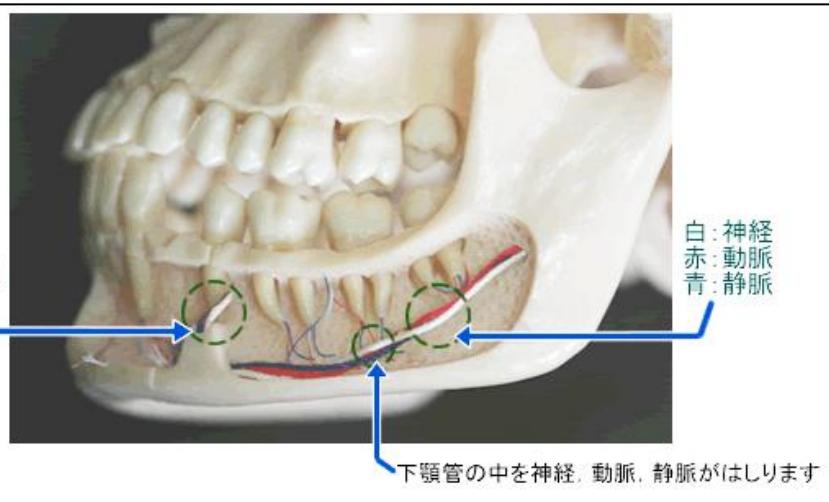
参考：
東京都健康長寿医療センター
平野浩恭 作図

歯と脳の機能の関係

歯の神経や血管は脳へ繋がっている

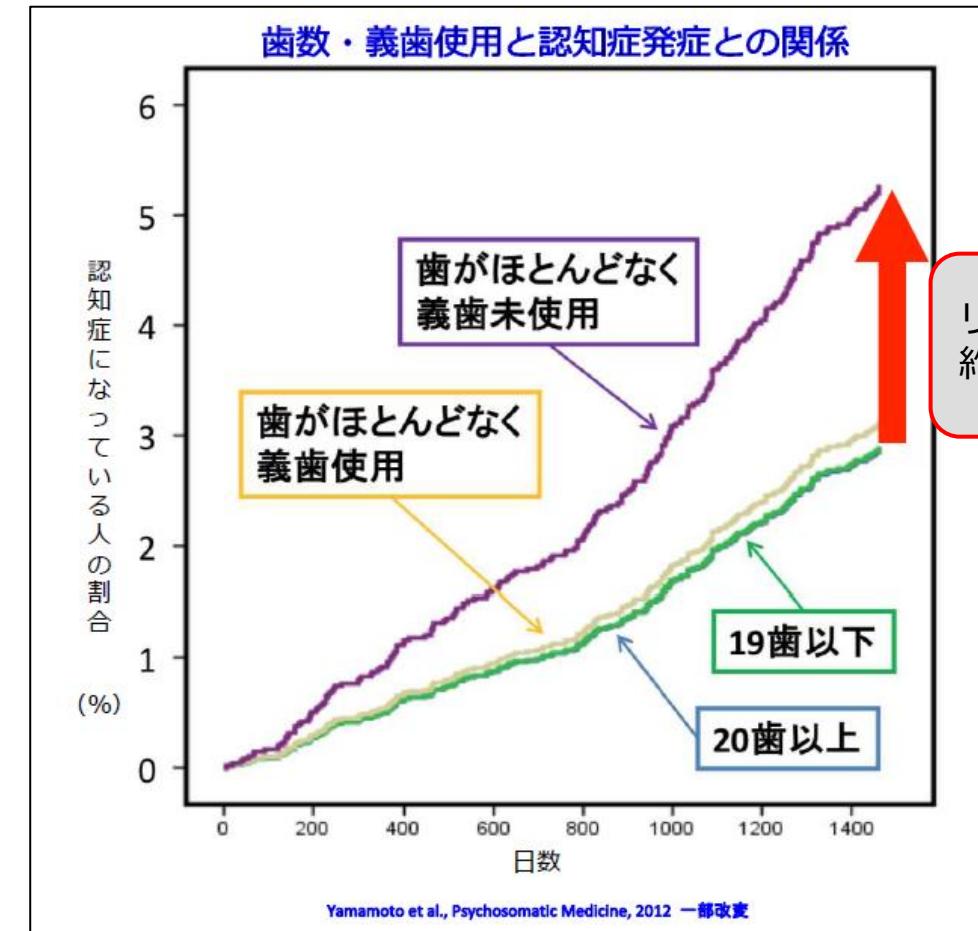


歯の神経や血管により、「痛い」や「しみる」といった感覚の他、物を噛んだ際に脳へ刺激や血流が届いている。

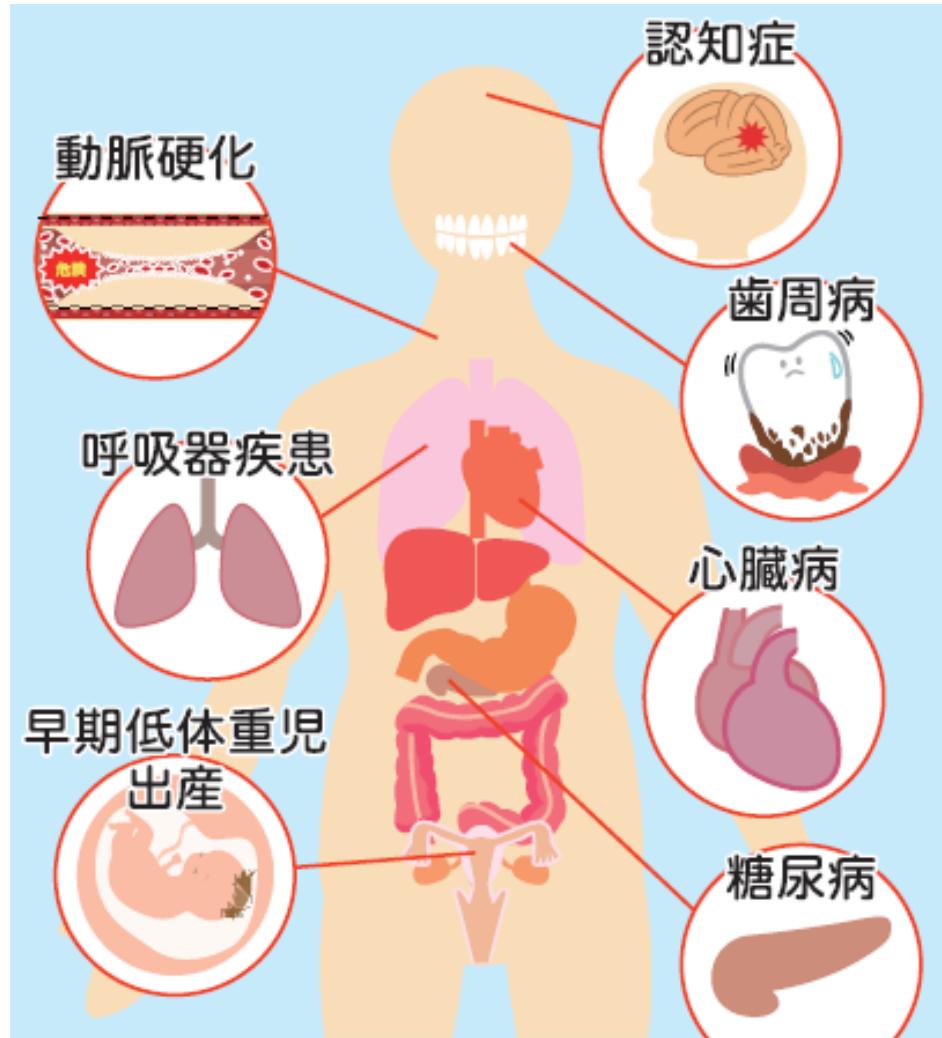


出典：「ふかさわ歯科クリニック篠崎」
https://2525.biz/medical/dental-surgery/mandibular_nerve/

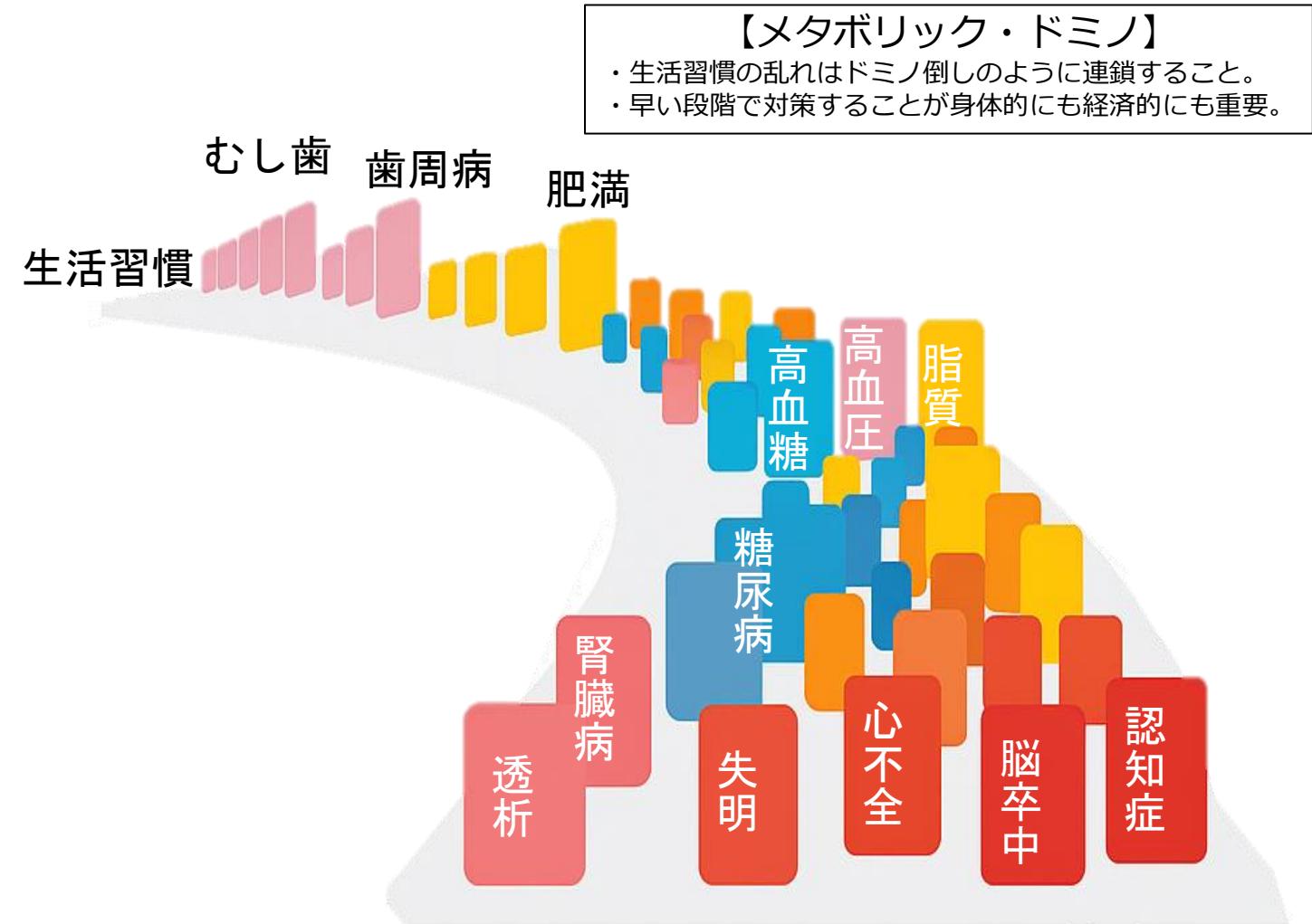
義歯(入れ歯)の使用が認知症発症リスクを抑える



つまり・・・歯周病の影響は多岐にわたる

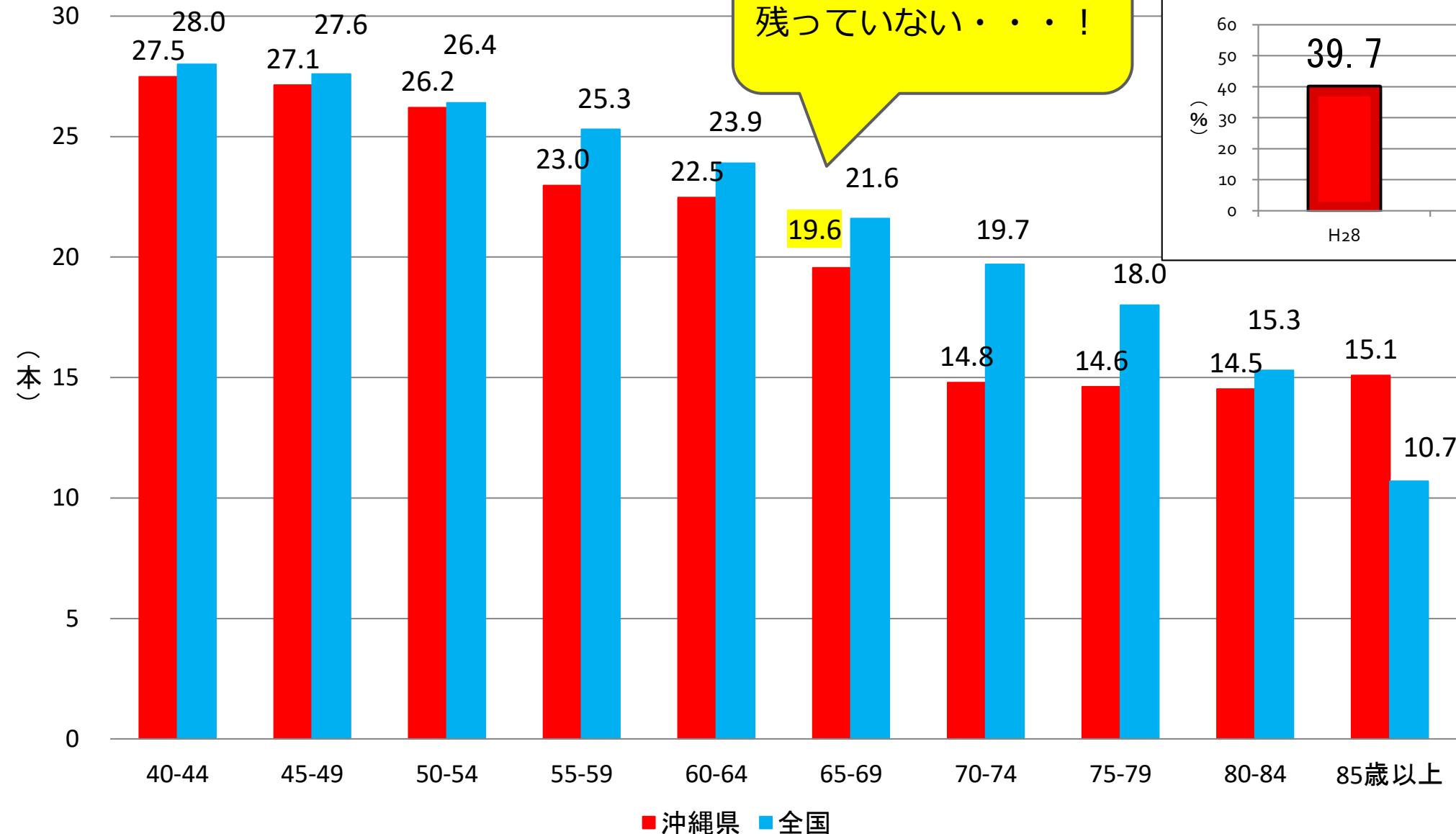


出典：沖縄県「健康ながらだは健口から」



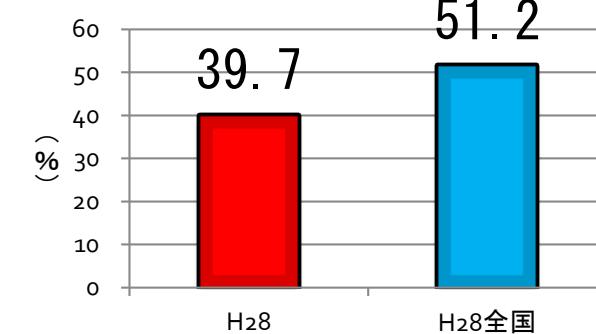
慶應義塾大学医学部内科学教授 伊藤裕先生の図を改変

全国と比較した沖縄県の残存歯数



出典：H28歯科疾患実態調査

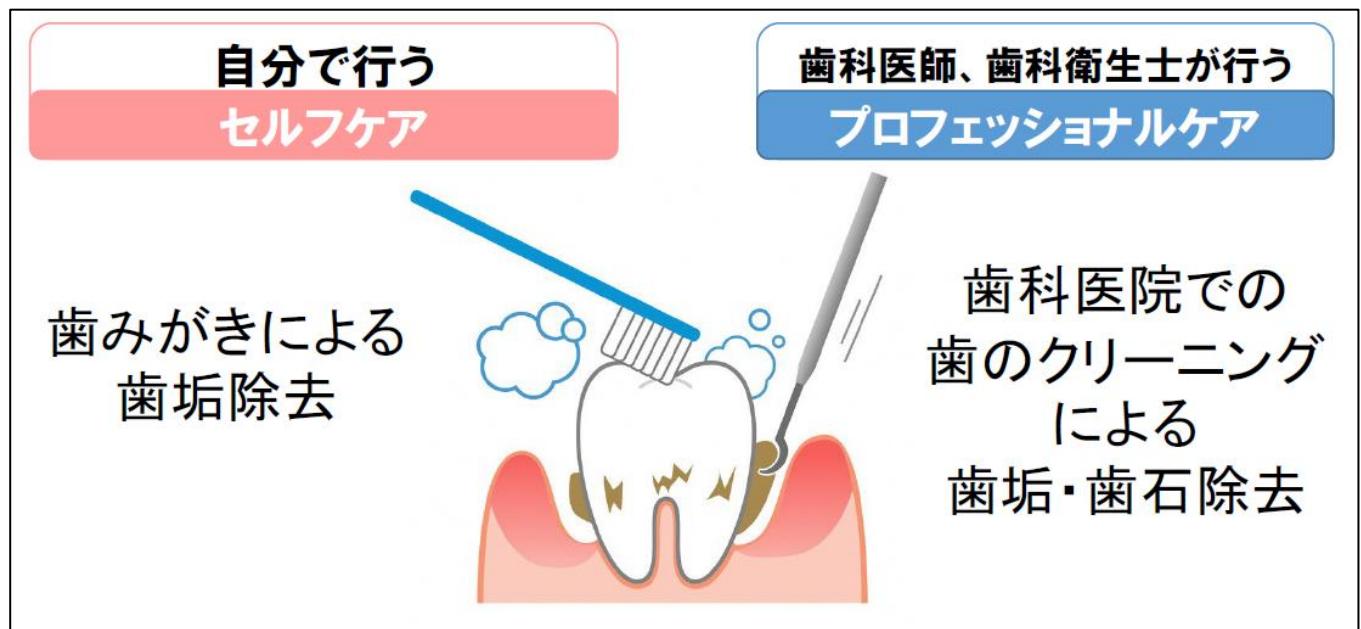
8020達成者の割合



自覚症状が乏しいため、 定期的な歯科受診が歯周病予防には欠かせない



歯科受診の「きっかけ」は公的な
歯科健診(検診)制度が整っていること！



現行の歯科健診(検診)制度

厚生労働省「歯科口腔保健の推進に向けた取組等について」の資料を改変

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	実施義務
生徒・児童等	学校歯科健診	学校保健安全法 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた検診を行う。	学校	毎学年実施	実施義務 ※大学を除く
74歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳 ※令和8年度から適応される「歯周病マニュアル2023」では20、30歳が追加で明記。	努力義務
75歳以上	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	実施義務
	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニュー

歯周疾患検診（別名：歯周病検診）

根拠：健康増進法第19条の2 「**市町村の努力義務**」

目的：歯周疾患を早期に発見し、必要に応じて指導。
治療につなげることで、歯の喪失を防ぐ。

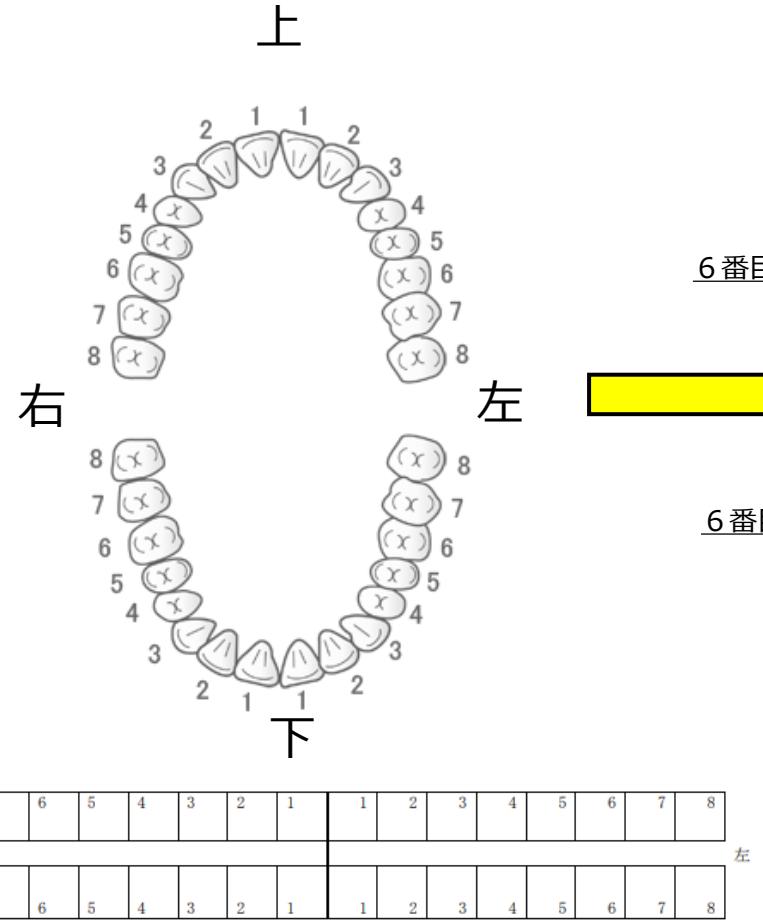
対象：40～70歳（10歳ごとの節目）

※令和8年度から適応の「歯周病マニュアル2023」
では**20歳と30歳**が対象に追加される

内容：問診、歯の本数確認、歯周ポケット測定、口腔内診査etc



歯周疾患検診の流れ



①口腔内診査

- ・歯数や歯茎の状態、齲蝕の有無を歯科医師が視診。

②検診で決められた部位を精査

- ・上顎3歯、下顎3歯、合計6歯の歯周ポケットや炎症の程度を、WHOプローブを用いて測定。

歯肉の状況			個人コード(最大値)
17又は16	11	26又は27	
BOP			歯肉出血
PD			歯周ポケット
右			
BOP			
PD			
47又は46	31	36又は37	

【歯肉出血BOP】
0 : 健全
1 : 出血あり
9 : 除外歯
X : 該当歯なし

【歯周ポケットPD】
0 : 健全
1 : 浅いポケット
2 : 深いポケット
9 : 除外歯
X : 該当歯なし

検診票の該当部分

左上前から
6番目or7番目の頬側

左下前から
6番目or7番目の舌側



出典：医歯薬出版「歯周病学」



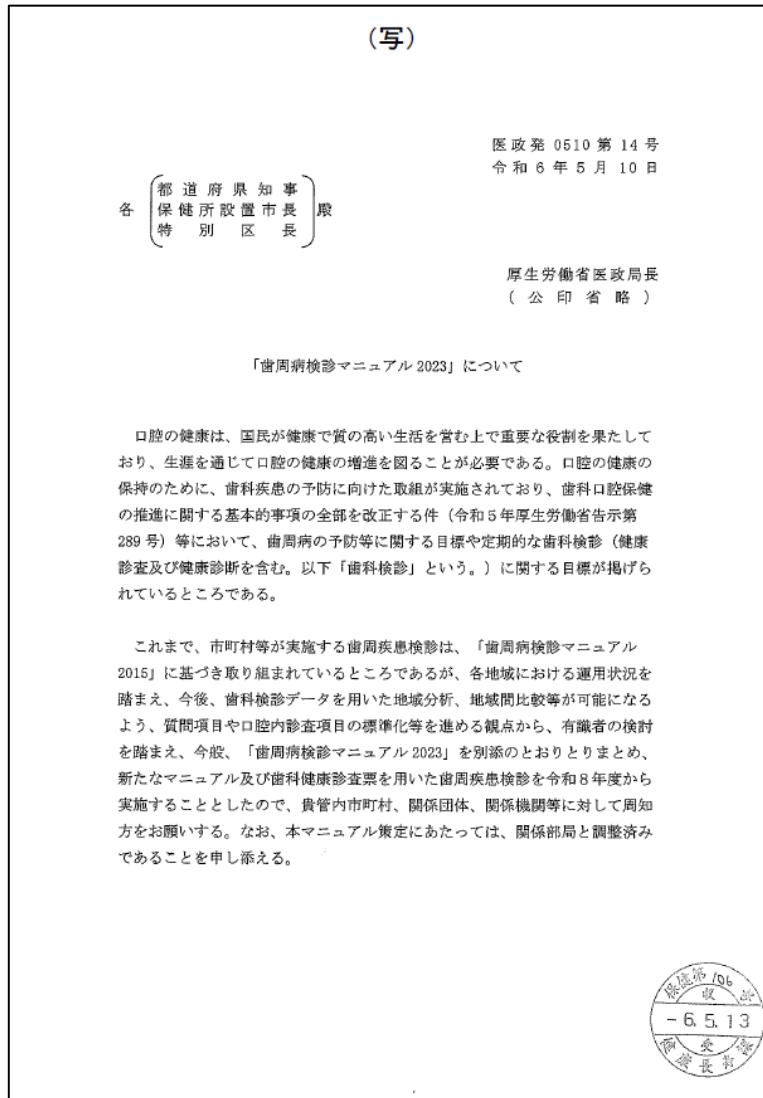
- ③保健指導
- ・歯科医師or歯科衛生士が受診勧奨や助言等を行う。

★注意★

検査にはクリーニングや治療は含まれていない！

情報提供

歯周疾患検診のマニュアルが改訂されました



<厚生労働省からの文書の概要>

- ・医政発0510第14号（令和6年5月10日）
- ・歯周疾患検診は**R8年度より歯周病マニュアル2023**準拠（対象年齢に20歳と30歳が新たに追加）
- ・地域間の比較を行えるよう改訂
- ・質問項目および口腔内診査項目の標準化を目指す

情報提供

マニュアル2023準拠の検診票を県が作成しました

市民コード	4 7																
受診者記入欄				沖縄県歯科医療機器審査令第1号令													
歯科健康診査票																	
住所:		沖縄県															
氏名:		生年月日(西暦):			年		月		日		連絡先:						
性別:		1. 男性 2. 女性			職業:		1. 会社員 2. 自営業者 3. 学生 4. 無職 5. その他()										
以下のQ.1~Q.18の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。特に振りのない場合は、○は1つだけつけてください。																	
問答																	
<p>Q. 1 齧虫、ご自分の歯や、あごの状態で気になることはありますか?</p> <p>1. ない 2. ある</p> <p>① [Q. 1で「2. ある」とお答えになった方] あてはまるものすべてに○をつけてください。</p> <p>1. 歯の状態・痛み 2. 外觀 3. 発音 4. 口臭 5. 歯ぐきの状態・痛み 6. かみ合音 7. 口の渇き 8. あごの痛み 9. 咳せりや食いしばりなどの苦痛 10. その他()</p> <p>② [上記質問で「5. 齧虫の状態・痛み」とお答えになった方] あてはまるものすべてに○をつけてください。</p> <p>1. 痛みがある 2. 齧虫がいくつも血が出る 3. はれてブヨブヨする 4. 齧虫が下がっている 5. 齧虫がぐらぐらする</p> <p>Q. 2 自分は歯周病だと思いますか?</p> <p>1. 思わない 2. 思う</p> <p>Q. 3 食事をからめて食べる時の状態はどれにあたりますか?</p> <p>1. 同じで食べる 2. 齧虫やくさく、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかない</p> <p>Q. 4 治したいものや治るもののが普通にみえますか?</p> <p>1. しみない 2. 時々しみる 3. いつもしみる</p> <p>Q. 5 半年前に比べて悪いものが食べにくくなりましたか?</p> <p>1. いいえ 2. はい</p> <p>Q. 6 お酒や汁物等で飲むことがありますか?</p> <p>1. いいえ 2. はい</p> <p>Q. 7 口の渇きが気になるですか?</p> <p>1. いいえ 2. はい</p> <p>Q. 8 齧虫の歯詰めや歯冠等はさりとけきで発音できないことがありますか?</p> <p>1. いいえ 2. はい</p> <p>Q. 9 2. お口の生活習慣等についてお問い合わせします。</p> <p>毎日みがく(1. ない 2. 2回 3. 3回以上) 4. ときどきみがく 5. みがかない</p> <p>[Q. 9]で「5. みがかない」以外をお答えになった方 1. 食後 2. 並食後 3. 夕食後 4. 寝寝前の時 5. その他()</p> <p>Q. 10 齧虫がよくかみで食べ事をしますか?</p> <p>1. 毎日 2. 時々 3. いいえ</p> <p>Q. 12 ゆっくりよくかみで食べ事をしますか?</p> <p>1. 每日 2. 時々 3. いいえ</p> <p>Q. 13 たばこを吸っていますか?</p> <p>1. 吸っていない 2. 吸っている 3. 吸っていた</p> <p>Q. 14 過去、歯科医師にいくつ頃行きましたか?</p> <p>1. 半年内 2. 1年内 3. 1年以上行っていない</p> <p>① [Q. 14で「1年内」または「2. 1年内」とお答えになった方] あてはまるものすべてに○をつけてください。 1. 治療 2. 歯科健(候)検 3. 予防(フッ化物塗布、歯の清掃など) 4. その他</p> <p>② [Q. 14で「1年内」または「2. 1年内」とお答えになった方] その際に、「歯周病の治療が必要です」と言われましたか? 1. 言われなかった 2. 言われた</p> <p>Q. 15 かかりつけの歯科医師がありますか?</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>Q. 16 ご自分の歯はありますか?(歯ならず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯はあります。)</p> <p>1. 20本以上 2. 19本以下 3. わからない</p> <p>Q. 17 4. その他</p> <p>Q. 17 次の病気について、治療されたことがありますか。 あてはまるものすべてに○をつけてください。</p> <p>1. ない 2. 糖尿病 3. 関節リウマチ 4. 脊椎症(腰卒中) 5. 手足痙攣症・動悸硬化症 6. 末梢神経疾患 7. その他</p> <p>Q. 18 5. 女性の方にお問い合わせします。【選択】 1. はい 2. いいえ</p>																	
以下は診査時に診査者が記入してください。																	
<p>診査日: 西暦 20 年 月 日</p> <p>実施体制: ①歯科医師 人 ②歯科衛生士 人 ③准看護師 人</p> <p>受診者情報(右側)</p> <p>被保険者番号: _____ 被保険者名: _____</p> <p>被保険者番号: _____ 被保険者名: _____</p> <p>公的医療保険等の種類:</p> <p>1. 新農保 2. 国民健康保険 3. 後期高齢者医療制度 4. 医保保険</p>										診査所要時間: 分							
(I) 曲の状況																	
上 1 日 下 1 日 下 午	18	17	16	15	14	13	12	11	21	22	23	24	25	26	27	28	上 1 日 下 1 日 下 午
(II) 入院歴(おとり用いる場合)																	
<p>備考欄: /</p> <p>未就学: ○(未就学のうれ) 未就学(未就学のうれ) : RC(未就学のうれ) : RC(未就学のうれ) 未就学: △(未就学) : ○(義歯、ボディーテック、インプラント)</p> <p>(注) 先天性欠損歯は各自の歯で被覆を喪失したところからあっても、被覆要の歯が自ら被覆歯の役割を負はせられたいものは□を記入</p> <p>新規歯: ○(元歯は、クラウン、ブリッジ交換)</p>																	
(III) 曲の状況(永久歯列)																	
<p>【対象】以下の場合は、前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を検査対象とする。</p> <p>①歯肉由来のPDR ②歯槽骨由来のPDR</p> <p>③歯肉由来のPDR ④歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑤歯肉由来のPDR ⑥歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑦歯肉由来のPDR ⑧歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑨歯肉由来のPDR ⑩歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑪歯肉由来のPDR ⑫歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑬歯肉由来のPDR ⑭歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑮歯肉由来のPDR ⑯歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑰歯肉由来のPDR ⑱歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑲歯肉由来のPDR ⑳歯槽骨由来のPDR</p> <p>⑳歯肉由来のPDR ⑳歯槽骨由来のPDR</p>										(III) ①歯肉由来 最大コード							
(III) ②歯槽骨由来 最大コード																	
(III) ③歯槽骨ポケット																	
(IV) 曲の状況																	
<p>1. なし 2. 頻度(点状)あり 3. 中程度(無孔)以上あり</p>																	
(V) 緩衝器の症状																	
<p>1. 所見なし 2. 所見あり</p>																	
(VI) 口腔粘膜																	
<p>1. 所見なし 2. 所見あり</p>																	
(VII) 骨髄炎の症状																	
<p>1. 所見なし 2. 所見あり</p>																	
(VIII) 口腔衛生状態																	
<p>1. 良好 2. 普通 3. 不良</p>																	
判定区分																	
<p>* 1. ~ 3. のいずれかに○をつけ、2. を指導の場合には、又は3. を精査検査の場合には、それぞれの判定の理由a. ~c. 又はa. ~l. の該当するものに○を付けること。</p>																	
1. 通常なし		2. 要指導		3. 要精密検査													
<p>CPI: 咬合部(口唇側) ガフモニメント(口唇側) ガフモニメント(口唇側)</p>		<p>(咬合部) a. CPI: 咬合部(口唇側) b. CPI: 咬合部(口唇側)</p>		<p>(咬合部) a. CPI: 咬合部(口唇側) b. CPI: 咬合部(口唇側) c. CPI: 咬合部(口唇側) d. CPI: 咬合部(口唇側) e. CPI: 咬合部(口唇側)</p>													
指導内容・目標										指導者(治療後結果)(治療開始コード(右端))							
										(4 7 8)							
【治療】 1. 機器等の使用 2. 診療行為 3. 治療機器(装置)を紹介(紹介先:) 4. 治療機器(装置)を紹介(紹介先:)																	

＜作成した目的＞

- ・歯周疾患検診の実施市町村数増加
 - ・成人期の歯科指標データを得る
 - ・市町村間の歯科指標データを比較

※令和7年5月27日実施の「沖縄県行政歯科保健担当者研修会」にて健康長寿課担当者より紹介済。

各市町村でマニュアル2023準拠の検診票を作成しても問題ありませんが、是非、沖縄県統一様式を検討してください。

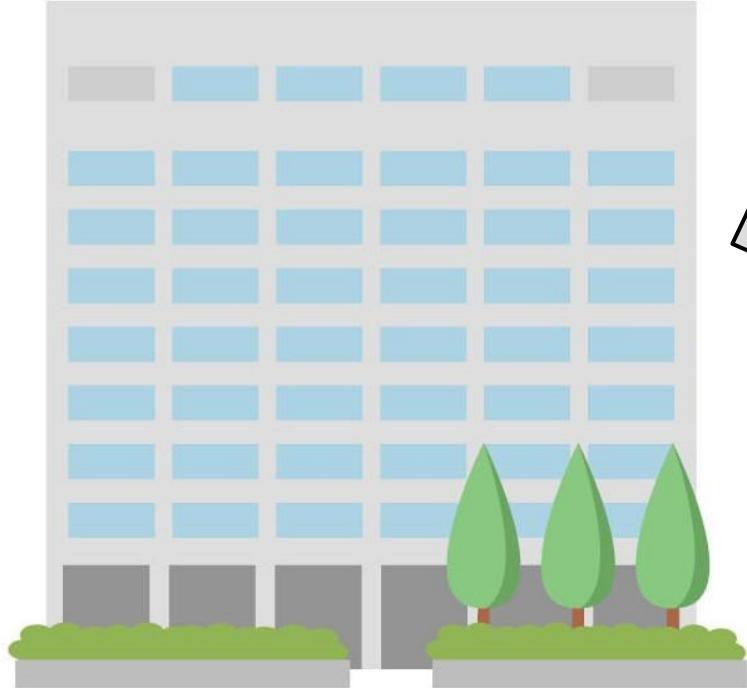
まとめ①

- ・歯周病は自覚症状が乏しいまま症状が進行するため、対策には早期発見が重要となる。
- ・定期的な歯科受診の「きっかけ」として、公的な歯科健診(検診)機会が果たす役割は大きい。
- ・歯周疾患検診の対象年齢に、新たに20歳と30歳が追加されたが、今後も5歳毎のように拡大されることが予想される。

歯周疾患検診推進を 目的とした歯科モデル事業

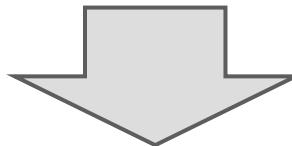
～管内 4 市町村の取り組み事例の紹介～





厚生労働省

歯周病は全身疾患との関連が示唆され、自覚症状が乏しいまま進行するため、対策には早期発見が重要となる。
子どもから大人まで、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」の機会を設けることが健康寿命の延伸や医療費削減に繋がる。



成人期の歯科健診(検診)機会である歯周疾患検診の推進（実施市町村増加や受診率向上）が、国民皆歯科健診の実現には欠かせない！

拡充

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 (就労世代の歯科健康診査等推進事業)

令和6年度当初予算額 3.7億円 (3.4億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載された。
- 成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘されている。
- 今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、歯科健診の効果を検証し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要がある。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40~74歳	75歳以上
歯科健診	乳幼児歯科健診	学校歯科健診		塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診 40、50、60、70歳 歯周疾患検診	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

就労世代の歯科健（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

I 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援等を行うモデル事業

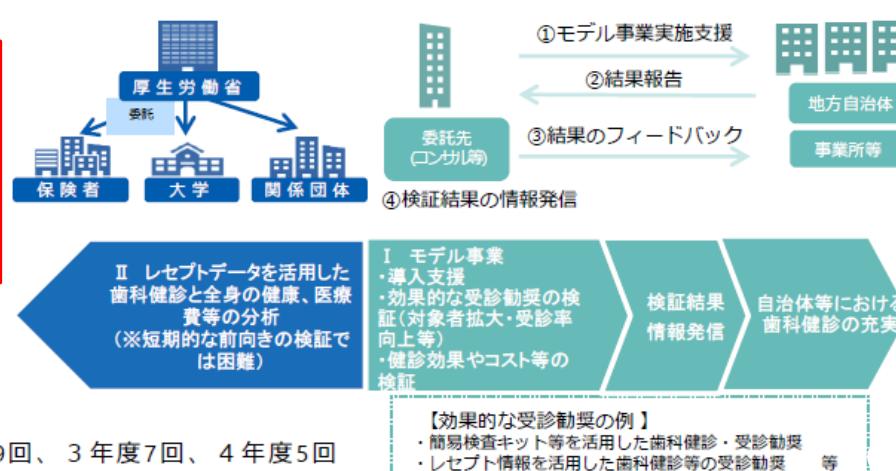
- 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（対象者の拡大や受診率向上に向けた取組を含む）を支援。
- モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証するとともに、検証結果について情報発信を実施。

II レセプトデータを活用した評価分析事業（新規）

- 歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、Iでは検証困難な中長期的なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

【実施主体：株式会社 等】

【事業実績】・検討委員会及び作業部会の開催回数 元年度14回、2年度9回、3年度7回、4年度5回



厚生労働省による歯科モデル事業

(令和4年度から始まった事業)

パターン1

簡易な歯科検査等の実施

簡易な歯科検査等を活用した、歯科口腔保健への関心づくり、ハイリスク者のスクリーニングについて、本モデル事業を通して、実施方法等を把握し、**実施可能性を検証**

パターン2

ターゲットを絞った、受診勧奨

レセプト等のデータを活用して、より効果的・効率的な受診勧奨の方法を検証し、今後の受診勧奨等の効率的な実施方法の検証

出典：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（2022）歯科健康診査事業/歯周病予防に関する実証事業—自治体様個別相談—

歯科モデル事業の流れ

準備・実施スケジュール（例）

Step 0

モデル事業参加自治
体の募集



事業概要のご説明

アンケート

関心のある取組
についてご回答

Step1 (7月～9月)

モデル事業準備



実施内容の
ご相談



資料の準備

Step2 (8月～12月)

モデル事業の実施



簡易検査
(検査キット)



簡易検査
(スマートフォンアプリ等)

Step3 (~ 3月)

効果検証



担当者や参加者への
実施後アンケート/
ヒアリング



とりまとめ

出典：厚生労働省「歯科口腔保健の推進に向けた取組等について」

歯周病簡易スクリーニングの検査キットの概要

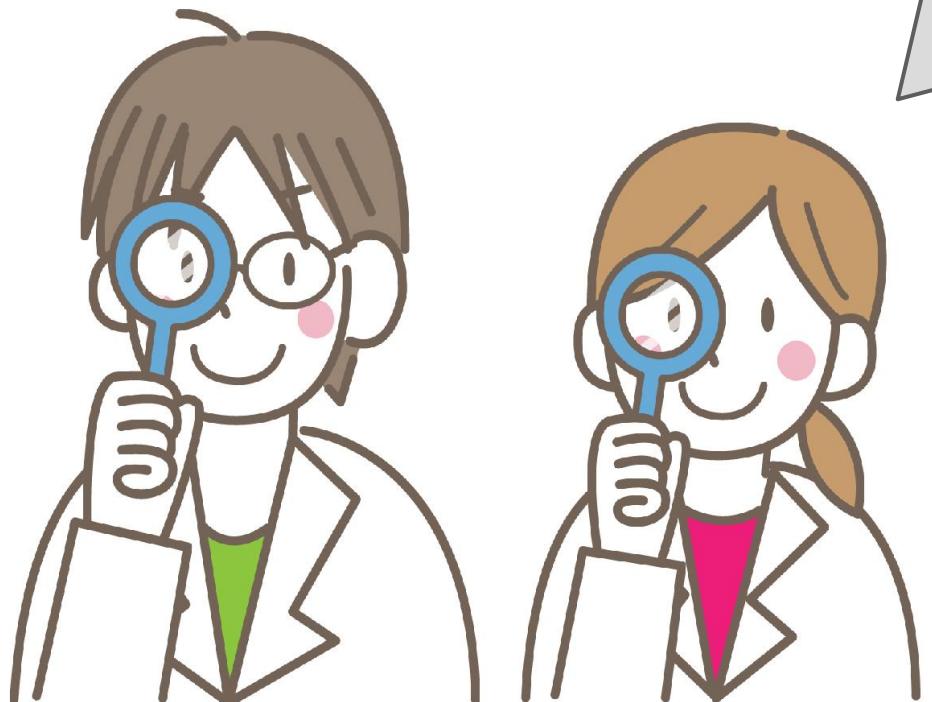
歯周病リスクは
「低・中・高」の
3段階で評価。

	アドチェック	LDH test NAGATA	多項目唾液検査システム（SMT）	口臭・歯ぐきチェックアプリ
検査方法	その場or自宅にて、ブラシで舌をぬぐい検体採取	紙コップに唾液を出し、試験紙をひたす	少量の水を口に含み唾液採取	スマートフォンで自身の舌と歯ぐきの写真を撮影
検査時間	その場：15分 自宅型：2週間(後日)	1分	15分	1分
検査項目	歯周病原因菌酵素の量	唾液中の乳酸脱水酵素の濃度	むし歯菌、酸性度、緩衝能、白血球、タンパク質、アンモニア	歯ぐきの状態、口臭リスク(舌苔の量)
注意事項	実施2時間前まで飲食・うがい等禁止	実施30分前まで食事禁止 検査キットは要冷凍	実施1時間前まで飲食・うがい等禁止	スマートフォンが必要

出典：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（2022）歯科健康診査

沖縄県内では6市町村がパターン1として、**歯周病簡易スクリーニング**に取り組みました。

この後のスライドでは、中部保健所管内4市町村のモデル事業を活かし、歯周疾患検診の推進に向けた取り組みを紹介します。

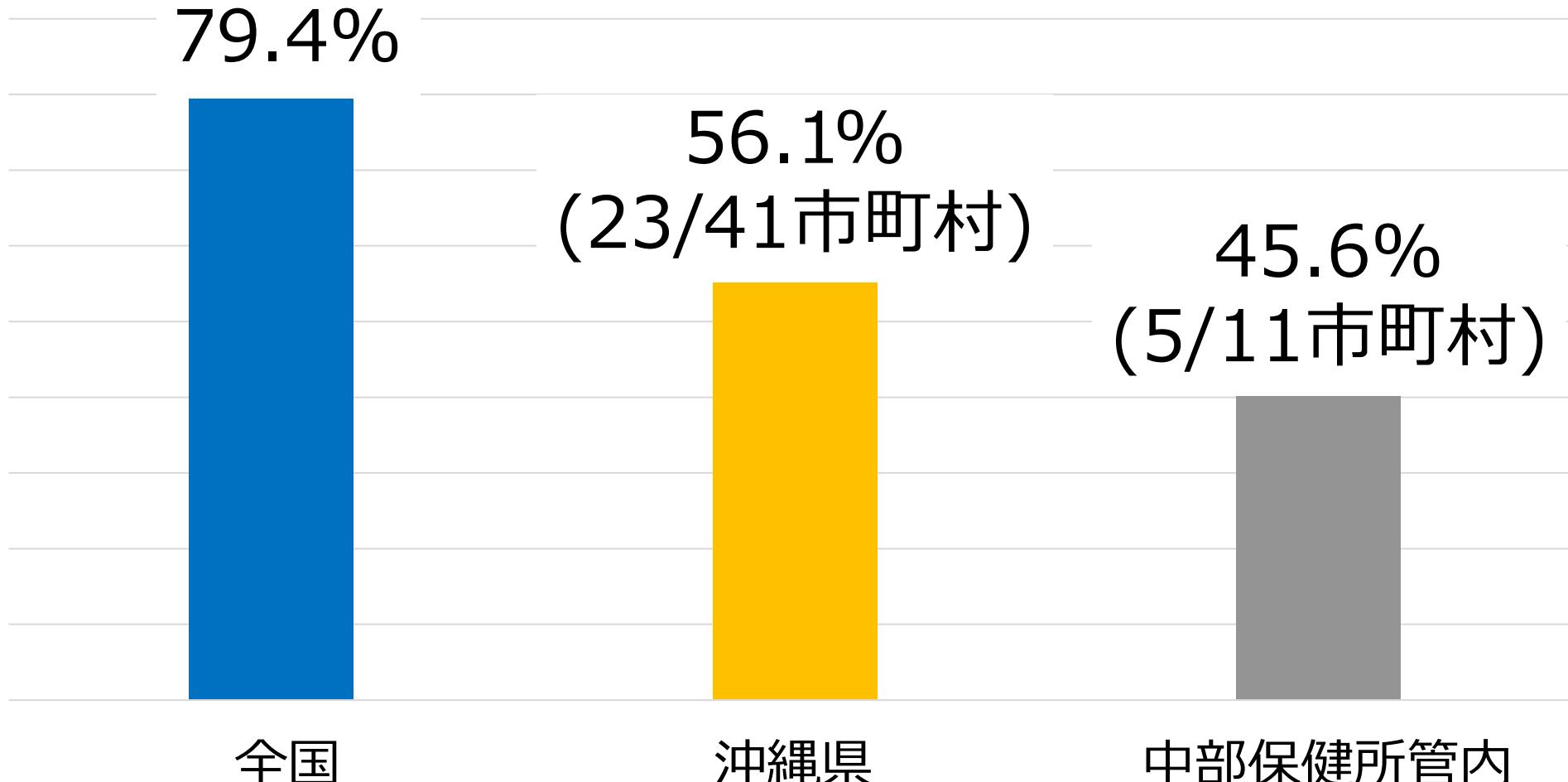


<モデル事業を実施した県内市町村>

- ・令和4年度：恩納村
- ・令和5年度：沖縄市、那覇市
- ・令和6年度：うるま市
- ・令和7年度：嘉手納町、渡名喜村

歯周疾患検診の実施状況（令和3年度）

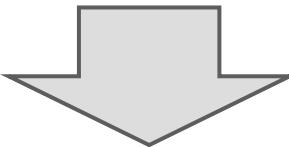
モデル事業が始まる前年度



＜出典＞全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、沖縄県：健康長寿課調べ、中部保健所管内：保健所調べ

目的

国民皆歯科健診に欠かせない歯周疾患検診の推進を、管内市町村におけるモデル事業を活用して目指す。



結果の概要

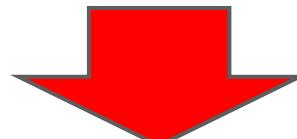
管内の4市町村で、
モデル事業として歯周病簡易スクリーニング
が実施された。

取り組み①

検査キット：アドチェック

令和4年度：恩納村

- ・集団健診と併せて実施。
- ・受検者55人のうち約4割が「歯周病リスク高」。
- ・歯科疾患対策が喫緊の課題であることが明らかになった。



令和5年度より歯周疾患検診を新規実施

取り組み②

検査キット：アドチェック

令和5年度：沖縄市

- ・集団健診と併せて実施。
- ・受検者165人のうち約7割が「歯周病リスク高」。
- ・歯科疾患対策が喫緊の課題であることが明らかになった。



令和8年度以降の歯周疾患検診の実施に向けて調整中

取り組み③

検査キット：アドチェック

令和6年度：うるま市

- ・健康フェスタで歯科の講座参加者に対して実施。
- ・受検者33人のうち約1割が「歯周病リスク高」。



令和5年度に実施した住民アンケートでは、自治体による成人を対象とした歯科健診の実施を望む意見が多くかった。

特定の地域でのみ実施されている歯周疾患検診を
令和9年度から全域で実施する方向で調整中

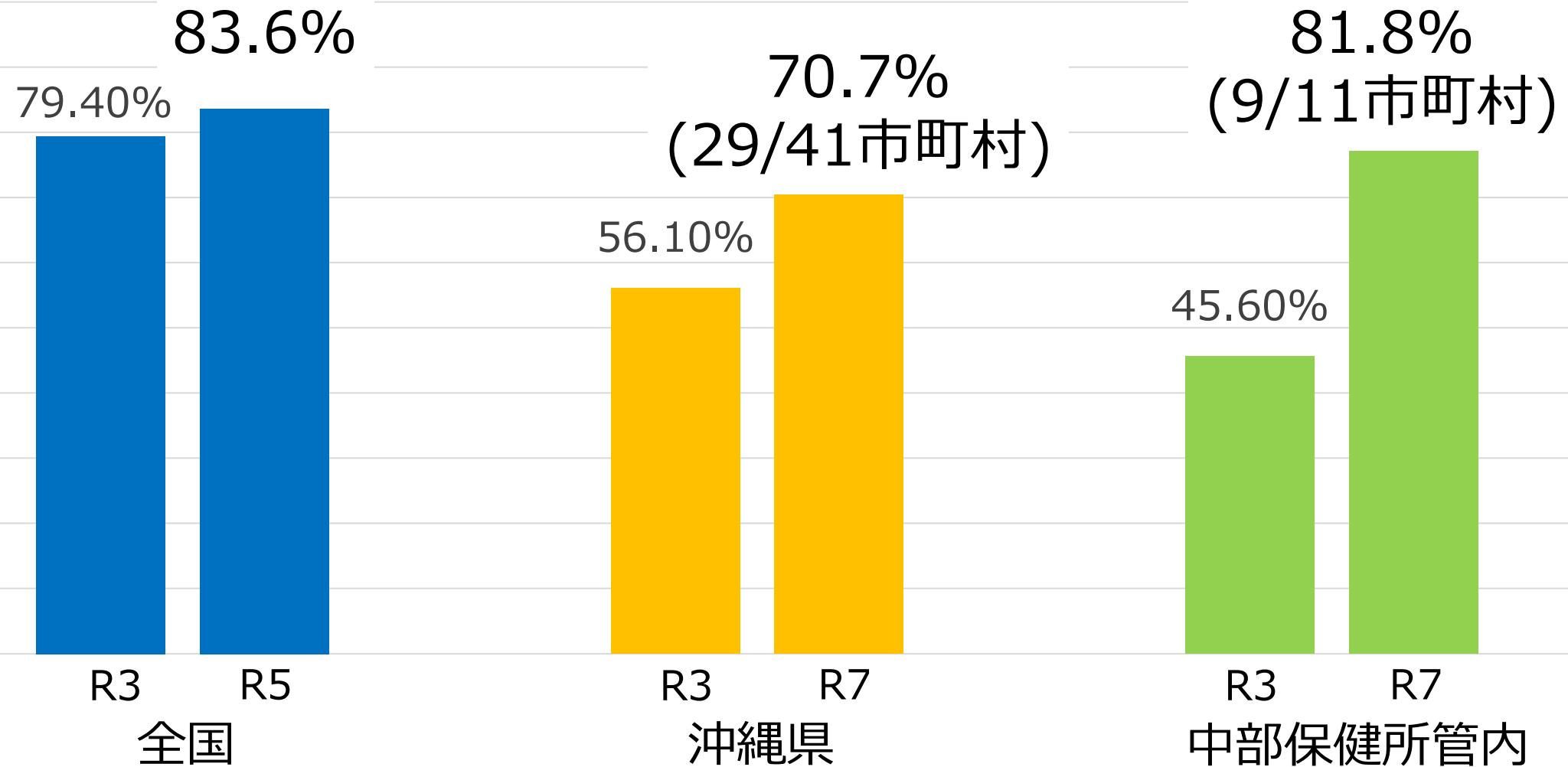
取り組み④

検査キット : LDH test NAGATA

令和7年度：嘉手納町

- ・歯周疾患検診を実施しているが、検診受診率向上を目的に、健康づくりに係るパネル展会場で希望者を対象に実施（11月）。
- ・約50人が歯周病簡易スクリーニングを受け
て、結果は**集計中**。

歯周疾患検診の実施状況の変化



<出典>全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、沖縄県：健康長寿課調べ、中部保健所管内：保健所調べ

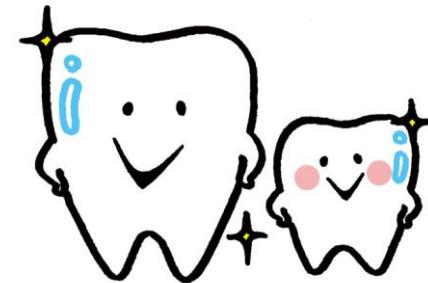
まとめ②

- ・管内における歯周疾患検診の推進に繋がった。
- ・歯科への関心が高い層をモデル事業の対象とする場合、スクリーニング結果に偏りが出る可能性が示唆された。
- ・モデル事業を活用して歯科の健康課題を顕在化させることは、国民皆歯科健診の実現に向けた体制整備に有用。

今後の展望～歯科から始まる健康増進～



セルフケアの充実や定期的な歯科受診



むし歯や歯周病の予防



健康な生活

～ご清聴ありがとうございました～